別紙４（第4条第3項関係）【学内者用】

医学部長　殿

使用料支払い誓約書

当方らは琉球大学医学部先端医学研究センター施設を使用するにあたり、下記の事項について遵守することを誓約いたします。

記

（使用料の支払い）

・毎月払い又は一括払いどちらの場合にも、国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）が指定する方法で支払期限までに振込みます。

（滞納による罰則）

・仮に本法人が指定する期日までに使用料を支払わず、使用場所の明渡し請求があった場合は、使用場所を原状に復した上で、本法人の指定する期日までに退去します。

・明渡しに際し、見落としがあり使用場所に残置物があった場合は、当該所有権を放棄し、当該残置物を本法人が処分することに同意します。また、残置物の処分にかかる撤去費用については、本法人が発行する請求書にて本指定の銀行口座にて、支払期限までに振り込みます。

（契約終了事由）

　　本施設の使用に際し、以下の行為は契約終了事由となることを了承します。

1. ３ヶ月以上の使用料滞納
2. 本法人の組織又は本法人の関係組織であると誤認せしめる一切の行為
3. 本施設の管理に支障を生じせしめる行為
4. 本法人の品位及び信用を失墜せしめる行為

以上

|  |
| --- |
| （申請代表者記入欄） |
| 署名日： | 　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 所属： |  |
| 署名（自筆）： | 　　　　　　　　　　　　　　　印 |
|  |
| （申請者記入欄） |
| 署名日： | 　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 所属： |  |
| 署名（自筆）： | 　　　　　　　　　　　　　　　印 |

別紙４（第4条第3項関係）【企業等用】

医学部長　殿

使用料支払い誓約書

当方らは琉球大学医学部先端医学研究センター施設を使用するにあたり、下記の事項について遵守することを誓約いたします。

記

（使用料の支払い）

・毎月払い又は一括払いどちらの場合にも、国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）が指定する方法で支払期限までに振込みます。

（滞納による罰則）

・仮に本法人が指定する期日までに使用料を支払わず、使用場所の明渡し請求があった場合は、使用場所を原状に復した上で、本法人の指定する期日までに退去します。

・明渡しに際し、見落としがあり使用場所に残置物があった場合は、当該所有権を放棄し、当該残置物を本法人が処分することに同意します。また、残置物の処分にかかる撤去費用については、本法人が発行する請求書にて本指定の銀行口座にて、支払期限までに振り込みます。

（契約終了事由）

　　本施設の使用に際し、以下の行為は契約終了事由となることを了承します。

1. ３ヶ月以上の使用料滞納
2. 本法人の組織又は本法人の関係組織であると誤認せしめる一切の行為
3. 本施設の管理に支障を生じせしめる行為
4. 本法人の品位及び信用を失墜せしめる行為

以上

|  |
| --- |
| （申請代表者記入欄） |
| 署名日： | 　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 所属： |  |
| 署名（自筆）： | 　　　　　　　　　　　　　　　印 |
|  |
| （本法人使用責任者記入欄） |
| 署名日： | 　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 所属： |  |
| 署名（自筆）： | 　　　　　　　　　　　　　　　印 |